

# 登録証・登録マーク・認定シンボル使用要領



[1121A版]

2008年5月12日改訂

財団法人 日本電子部品信頼性センター  
システム認証部

## 登録証・登録マーク・認定シンボル使用要領

### 1. 目的

この要領は、財団法人 日本電子部品信頼性センター システム認証部(以下「システム認証部」という)より品質マネジメントシステム(QMS)及び/又は環境マネジメントシステム(EMS)に登録された組織(以下「組織」という)が、システム認証部の登録証及び登録マークを使用する場合、また財団法人 日本適合性認定協会(以下「JAB」という)の認定シンボルを使用する場合の順守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

登録証・登録マーク・認定シンボルの使用に関して、組織の対応について適用する。

### 3. 引用規格

- (1) 財団法人 日本適合性認定協会(JAB)発行：  
JAB MS100-2007「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」
- (2) 財団法人 日本適合性認定協会(JAB)発行：JAB N410-2008「認定シンボル使用規則」

### 4. 用語の定義

- (1) 登録証：組織に対し、その登録された地位を示すために、システム認証部が発行し、組織へ交付する審査登録証をいう。
  - (2) 登録マーク：組織に対し、その登録された地位を示すために、システム認証部が発行し、組織へ交付する審査登録マークをいう(図1～4参照)。  
また、本登録マークは、システム認証部の商標を兼ねる。
  - (3) 認定シンボル：システム認証部が、JABよりその認定地位を示すために交付されたシンボルをいう(図5参照)。  
システム認証部は、組織に対し、その登録された地位を示すためにこれを交付する。
- (注)認定シンボルは、ISO新規格であるISO/IEC 17021：2006(JIS Q 17021：2007)制定に伴い、従来の認定シンボル(8項 図6～8参照)がJABにより改訂された。  
新たに制定された認定シンボルが図5である。
- (4) 登録マークの清刷(及び電子データ)：特に断りのない限り、組織がシステム認証部から交付された登録マークの写植の清刷及び電子的画像データ。
  - (5) 認定シンボルの清刷：特に断りのない限り、組織がシステム認証部より交付された認定シンボルの印刷物用及びウェブサイト表示用電子的画像データ(JABにより特定の保存形式及び所定の解像度[pixel/inch]で作成されたもの)。

基本的に認定シンボルには写植の清刷はない。



図1 登録マーク(QMS)



図2 登録マーク(QMS)



EMS

図3 登録マーク(EMS)



QA-  
EMS

図4 登録マーク(QMSとEMSとの統合)



「CM010」は、財団法人 日本電子部品信頼性センター システム認証部の認定番号を示す。

(注)この認定番号「CM010」は必ず表示すること。

図5 [新] 認定シンボル(QMS・EMS共通)

## 5. 登録証の管理

- (1) 組織は、商取引においてその組織の顧客から要求があれば登録証の複製を提供することができる。  
但し、組織は複製した登録証の誤解を招くような使用を防止するため、登録証の複製に原本の写しであることを保証した裏書き(原本の写しである旨を記載した宣言文、責任者の署名・捺印、複製の発行日)を行わなければならない。
- (2) 組織が登録証の複製を電子データで提供する場合には、表書き(原本の写しである旨を記載した宣言文、責任者の署名・捺印、複製の発行日)を行い、改竄防止処置を施して提供しなければならない。

## 6. 登録マーク及び認定シンボルの管理

- (1) 組織は、本要領を順守し、登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行わなければならない。
- (2) 組織は、7.項 表1における「使用用途 A)～E)項」に示す印刷物等を作成するために外注する下請負業者を除き、他者に登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷又はその複製を提供してはならない。

## 7. 登録マーク及び認定シンボルの使用条件

組織が登録マーク及び認定シンボルを使用する際は、表1の条件を順守しなければならない。

表1 登録マーク及び認定シンボルの使用条件

	登 録 マ ー ク	認 定 シ ン ボ ル
基 本 色	<p>(1) QMS登録マーク(図1、図2) マーク部分:青色、緑色 ロゴ部分(図1 登録マークの「RCJ-QA」の文字):黒色 単色で使用する場合は何色でも可。 ～ のいずれの場合も、登録マークは地色との明瞭な対比をもたせて表示する。</p> <p>(2) EMS登録マーク(図3) マーク部分:青緑地に線は、白色 ロゴ部分: RCJ;濃紺、EMS;金色 単色で使用する場合は、淡黒色、又は淡青色のいずれかとする。 ～ のいずれの場合も、登録マークは地色との明瞭な対比をもたせて表示する。</p> <p>(3) 統合マーク(図4) マーク部分:青緑地に線は、白色 ロゴ部分:RCJ;濃紺、MS;金色 単色で使用する場合は、淡黒色、又は淡青色のいずれかとする。 ～ のいずれの場合も、登録マークは地色との明瞭な対比をもたせて表示する。</p> <p>(4) 色見本 色見本については、登録証に添付している登録マークの清刷を基準とする。</p>	<p>上部の図形の背景: 原則として青色(印刷物上はマンセル2.5PB 3.5/10、大日本インキKK DIC 579、PANTONE 300C 又はそれら相当、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードをRGB値へ変換した近似色)を用いる。 なお、青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可とする。 内部の白抜き(「J」、「A」及び「MS」): 図形の背景との対比が明瞭な無地 図形の下部の「JAB」及び「CM010」の文字:黒色 単色の印刷物に使用する場合は、当該印刷で使用されている色と同一であれば何色でも可。 但し、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示する。 ～ のいずれの場合も、認定シンボルは地色との明瞭な対比をもたせて表示する。</p>
登録番号(登録マーク・認定番号(認定シンボル))	<p>(1) QMS 登録マークの下に必ず登録番号(QA - - )を表示する。 但し、登録番号末尾の更新回数を表すアルファベットは省略可。 (注)今後、登録マークを使用する印刷物等を作成する際に随時切り替えること。</p> <p>(2) EMS 登録マークの下に必ず登録番号(EMS )を表示する。 但し、登録番号末尾の改訂を表すアルファベットは省略可。</p>	認定番号(CM010)は必ず表示する。
使用 単 体 で の	可。	不可(必ず登録マークと共に使用する。その場合、登録マークを認定シンボルの近傍に配置すること)。

( 次頁へ続く )

表1 登録マーク及び認定シンボルの使用条件(続き)

( 前頁から続き )		
	登 録 マ ー ク	認 定 シ ン ボ ル
使用時の サイズ	<p>制限なし。 但し、登録マーク及び認定シンボル全体が明瞭に読み取れるよう表示する。 (注)印刷物等に掲載された登録証内の登録マークと認定シンボルについては、これを除く。 拡大又は縮小して表示する際は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更しない。 (但し、認定シンボルの認定番号「CM010」を除く)。</p>	
製品への 使用	<p>不可。</p>	
使用上の 注意	<p>登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷は、それぞれシステム認証部より提供された一体の状態で使用する。各要素を分解し、個別に使用又は組み替えて使用しない。(但し、認定シンボルの認定番号「CM010」を除く)。 登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷は、解像度を低めるなど、システム認証部より提供された状態よりも画像を劣化させる改変を行わない。 認定シンボルを印刷物に使用する場合は、システム認証部より提供された印刷物用清刷を使用し、ウェブサイトを使用する場合は、ウェブサイト表示用清刷を使用する。</p>	
使用用途	<p>次のA)～E)の範囲内で使用可。 A) 広告・カタログ・会社案内等の宣伝用資料及び説明書等の印刷物 (但し、登録対象範囲を明確にする) B) 封筒、レターヘッド(但し、登録対象範囲の部署に限定する) C) 名刺(但し、登録された範囲の業務に従事する者のみに限定する) D) 製品の輸送時の大箱(ダンボール製の外装等で、通常最終ユーザーの手に渡らないと考えられるもの)等 但し、登録対象範囲の部署に限定する。また、大箱には「この製品は品質マネジメントシステムがISO 9001に(及び/又は、環境マネジメントシステムがISO 14001に)適合しているとして審査登録された工場で作られた」、「これは製品に与えられたマークではない」旨を明示する。 E) ウェブサイト(但し、登録対象範囲を明確にする)</p>	
組織の マークとの 併用	<p>可(但し、組織のマークと登録マークとが明確に識別できるように使用する)。</p>	<p>可(但し、以下～を順守する)。 認定シンボル・登録マーク・組織のマークの3点を共に使用する(認定シンボルと組織のマークのみでの使用不可)。 その場合、認定シンボルの近傍には登録マークを配置すること(組織のマークは、認定シンボルの近傍に配置しない)。 組織が「A B」から認定されているとの誤解を生じさせるような方法で使用しない。例えば、使用時における認定シンボルと組織のマークの配置・サイズに配慮する。 組織のマークと認定シンボルとが明確に識別できるように使用する。</p>

8. [旧]認定シンボル(図6～8参照)の使用期限  
 [新]認定シンボルへの切替への移行期間として、[旧]認定シンボルは次の期日まで使用できる。  
 (注)[旧]認定シンボルの使用期限について支障のある場合は、システム認証部へ問い合わせること。

- (1) [図6] 原則として2008年9月14日まで使用可。  
 (2) [図7] 原則として2011年9月14日まで使用可。  
 (3) [図8] 原則として2011年9月14日まで使用可。



**JAB**  
 QS Accreditation  
 R 010

図6 [旧]認定マーク(QMS)



**JAB**  
 QMS Accreditation  
 R010

図7 [旧]認定シンボル(QMS)



**JAB**  
 EMS Accreditation  
 RE022

図8 [旧]認定シンボル(EMS)

#### 9. 下請負業者の管理

- (1) 組織は、7.項 表1における「使用用途 A)～E)項」に示す印刷物等の作成を下請負業者に行わせる場合は、下請負業者にシステム認証部より提供された登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷の複製を提供できる。但し、下請負業者に対し、本要領の該当する内容を順守させた上で使用させなければならない。
- (2) 組織は、登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷の複製を提供した下請負業者に対し、適切な管理(清刷の保護及び漏洩防止)を行うよう要求しなければならない。
- (3) 組織は、登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備えなければならない。またシステム認証部より要求があった場合は提示しなければならない。

#### 10. 登録証・登録マーク・認定シンボルの使用可能期間

- (1) 組織は、登録証・登録マーク・認定シンボルを登録の有効期間内においてのみ使用できる。  
 (2) 組織が登録の「一時停止」又は「取消し」の処置を受けた場合については、12～13項に定める。

#### 11. 登録証・登録マーク・認定シンボルに誤用があった場合の処置

- (1) システム認証部は、組織が登録証・登録マーク・認定シンボル等の使用条件に違反した場合、文書により組織へこれらの使用中止及び是正処置(修正を含む)を要求する。  
 (2) システム認証部は、組織が是正せずに使用を続けた場合、規則違反の公表及び必要な場合には法的処置など適切な処置をとる。  
 (3) システム認証部は、組織の登録証・登録マーク・認定シンボル等の使用について誤用か否かの判定が困難な場合は、その状況を財団法人 日本電子部品信頼性センター 判定会議委員会に諮り結論を得る。

#### 12. 登録の一時停止時における登録証・登録マーク・認定シンボルの使用禁止

- (1) 組織は、登録証・登録マーク・認定シンボルを登録の一時停止期間中は使用できない。  
 (2) 組織は、システム認証部の指示に従い、登録の一時停止時点において登録証・登録マーク・認定シンボルを使用した全ての該当文書、広告物等の使用を停止しなければならない。

#### 13. 登録の取消し時における登録証・登録マーク・認定シンボルの使用禁止

- (1) 組織は、登録の取消し日以降、登録証・登録マーク・認定シンボルを使用できない。  
 (2) 組織は、システム認証部の指示に従い、登録の取消し日以降、登録証・登録マーク・認定シンボルを使用した該当文書等を廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の証明書をシステ

ム認証部へ提出しなければならない。

(3) 登録の取消し時における登録証の取扱いについては、14項に定める。

(4) 登録の取消し時における登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷の取扱いについては、15項に定める。

14. 登録の取消し時における登録証の返却

組織は、登録の取消し日以降、登録証を速やかにシステム認証部へ返却しなければならない。

15. 登録の取消し時における登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷の消去又は廃棄(本項の義務は、登録取消し後も存続する)

(1) 組織は、登録の取消し後速やかに登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷を復帰し得ない形で完全に消去しなければならない。

(2) 組織は、7.項 表1における「使用用途 A)~E)項」に示す印刷物等を作成させるため登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷の複製を提供した下請負業者に対し、速やかに登録マークの清刷(及び電子データ)及び認定シンボルの清刷の複製を復帰し得ない形で完全に消去させなければならない。

16. 組織における登録証・登録マーク・認定シンボルの取扱い状況の確認

システム認証部は、その審査チームによるサーベイランス・再審査及び更新審査等の審査において、本要領に基づき組織の登録証・登録マーク・認定シンボルの取扱い状況について確認する。

以上